

かかりつけ医機能報告における修正手順等について

令和 8 年 3 月 12 日

厚生労働省医政局総務課

はじめに

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）により、かかりつけ医機能報告制度が創設され、令和8年1月より制度運用が開始されたところです。

かかりつけ医機能報告制度につきましては、医療機関からの報告を受けて、協議の場において地域の医療関係者等が協議を行い、地域で不足する機能について医療機関等が連携しながら確保するための方策を検討・推進していくものになります。都道府県医師会、郡市区等医師会をはじめとする地域の医療関係者のみなさまの役割が非常に大きいと考えておりますので、引き続き、本制度の運用にご協力賜れますようお願い申し上げます。

本日の説明会においては、かかりつけ医機能報告の1号機能に係る報告事項である「院内掲示による公表」について「無し」として報告を行う医療機関が多い状況を踏まえて、当該報告事項に係る考え方及び報告内容の修正手順を中心にご説明させていただきます。

かかりつけ医機能報告における院内掲示について

ひと、暮らし、みらいのために

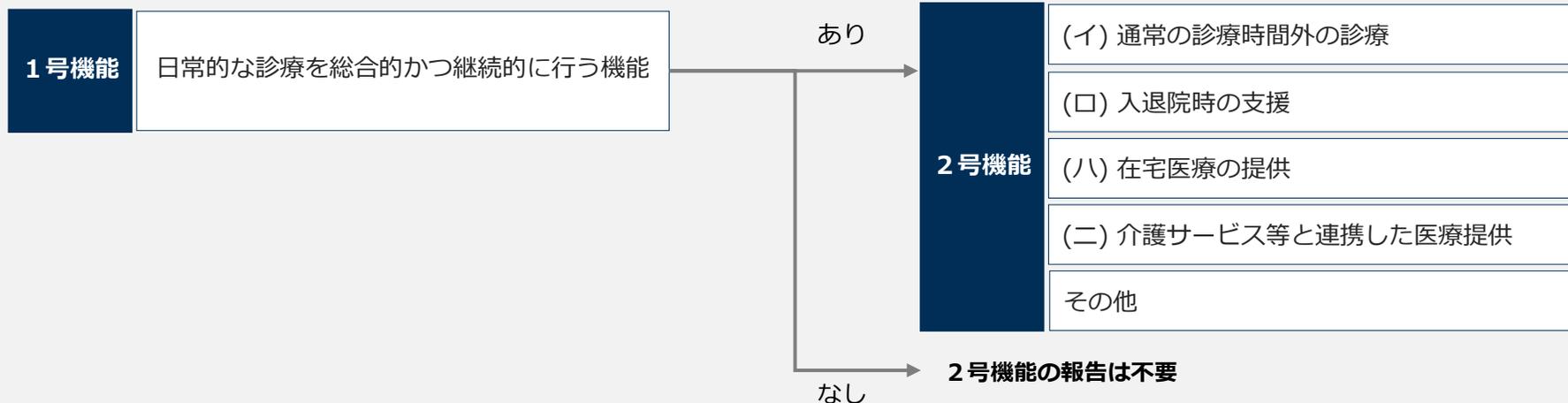


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

報告を行うかかりつけ医機能の概要について

かかりつけ医機能報告の報告事項は、大きく1号機能と2号機能に分けられます。「院内掲示による公表」は1号機能の方向事項の1つであり、かつ、当該機能を有するとされるための要件の1つとなっています。

1号機能と2号機能の関係



かかりつけ医機能「有り」となる要件

<1号機能>

○ 以下の報告事項のうち、**（★）を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。**

- 「具体的な機能」を有すること及び**「報告事項」について院内掲示による公表をしていること（★）**
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
- 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)（★）

<2号機能>

○ 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

かかりつけ医機能報告における院内掲示の考え方について

報告時点で院内掲示を行っていない場合であっても、G-MISでの報告の後、G-MISから院内掲示用の帳票を印刷し、遅滞なく当該様式を院内掲示いただく場合には、当該報告事項について「有り」と報告することが可能です。

事務連絡
令和8年2月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

かかりつけ医機能報告における院内掲示について
(依頼)

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年1月より、医療法（昭和23年法律第205号。以下、「法」という。）の規定に基づき、かかりつけ医機能報告（法第30条の18の4第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。）の運用が開始されていますが、法第30条の18の4第1項第1号に定める機能（以下、「1号機能」という。）に係る報告事項である「院内掲示による公表の有無」を「無し」と報告することにより、1号機能の有無が「無し」となる医療機関が多く確認されているところです。

そこで、先般、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）で報告を行った上で当該報告内容が記載された帳票をG-MISから印刷し、遅滞なく院内掲示する場合には、「院内掲示による公表の有無」を「有り」と報告して差し支えない旨、各都道府県担当者あてご連絡させていただいたところです。

しかしながら、こうした報告にあたっての考え方等の周知が必ずしも十分ではないことが原因で、各都道府県に既に報告済の医療機関の中には、報告を行う時点において院内掲示をしていなければ「有り」と報告することができないと誤認し、「無し」と報告した医療機関が多く含まれていると推察されることです。

つきましては、貴部局におかれては、上記の考え方について、管内の医療機関等へ確実な周知を行っていただくとともに、誤認の下で報告を行った医療機関に対しては、当該報告内容の修正を促していただく等、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

留意事項

院内掲示を実施する際の様式につきましては、G-MISにより報告を行った後、G-MISから報告内容が記載された帳票を印刷することができるようになっております。

しかしながら、制度の周知等が必ずしも十分ではないことが原因で、各都道府県に既に報告済の医療機関の中には、報告を行う時点において院内掲示をしていなければ「有り」と報告することができないと誤認し、「無し」と報告することによって、かかりつけ医機能（1号機能）が無いと判定されてしまう医療機関が多く確認されているところです。

本件については、先般、都道府県向けにも事務連絡を發出しており、報告を行う時点において院内掲示を行っていないとしても、G-MISで報告を行った上で、当該報告内容が記載された帳票をG-MISから印刷し、当該帳票を遅滞なく院内掲示する場合には、「院内掲示による公表」を「有り」として報告して差し支えございません。

(参考) かかりつけ医機能報告における院内掲示の様式について

厚生労働省HPに掲載している院内掲示の様式例になります。こちらを院内掲示に活用することも可能です。

当院におけるかかりつけ医機能について

当院は、発生頻度の高い疾患についての診療を行い、日常的な診療において、患者様の生活背景を把握し、適切な診療・保健指導を行い、必要な場合には、地域の医師・医療機関と協力して解決策を提供します。この他、患者さんが適切な医療機関の選択ができるように、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する体制を以下のように報告します。

〇〇病院/診療所
20XX年XX月XX日

1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者および総合診療専門医について

研修の修了者の有無/人数	無	有	有の場合⇒	名
総合診療専門医の有無/人数	無	有	有の場合⇒	名

2. 一次診療の対応について

(1) 一次診療の対応ができる領域

該当無し		
皮膚・形成外科領域	神経・脳血管領域	精神科・神経科領域
眼領域	耳鼻咽喉領域	呼吸器領域
消化器系領域	肝・胆道・膵臓領域	循環器系領域
腎・泌尿器系領域	産科領域	婦人科領域
乳腺領域	内分泌・代謝・栄養領域	血液・免疫系領域
筋・骨格系及び外傷領域	小児領域	

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

該当無し			
貧血	糖尿病	脂質異常症	統合失調症
うつ(気分障害、躁うつ病)	不安、ストレス(神経症)	睡眠障害	認知症
頭痛(片頭痛)	脳梗塞	末梢神経障害	結膜炎、角膜炎、涙腺炎
白内障	緑内障	近視・遠視・老眼 (屈折及び調節の異常)	中耳炎・外耳炎
難聴	高血圧	狭心症	不整脈
心不全	喘息・COPD	かぜ、感冒	アレルギー性鼻炎
下痢、胃腸炎	便秘	慢性肝炎(肝硬変、 ウイルス性肝炎)	皮膚の疾患
関節症(関節リウマチ、 股臼)	骨粗しょう症	腰痛症	頸腕症候群
外傷	骨折	前立腺肥大症	慢性腎臓病
更年期障害	乳房の疾患	正常妊娠・産じょくの管理	がん
その他の疾患()			

3. 医療に関する患者からの相談への対応について

可 不可

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の 手順について

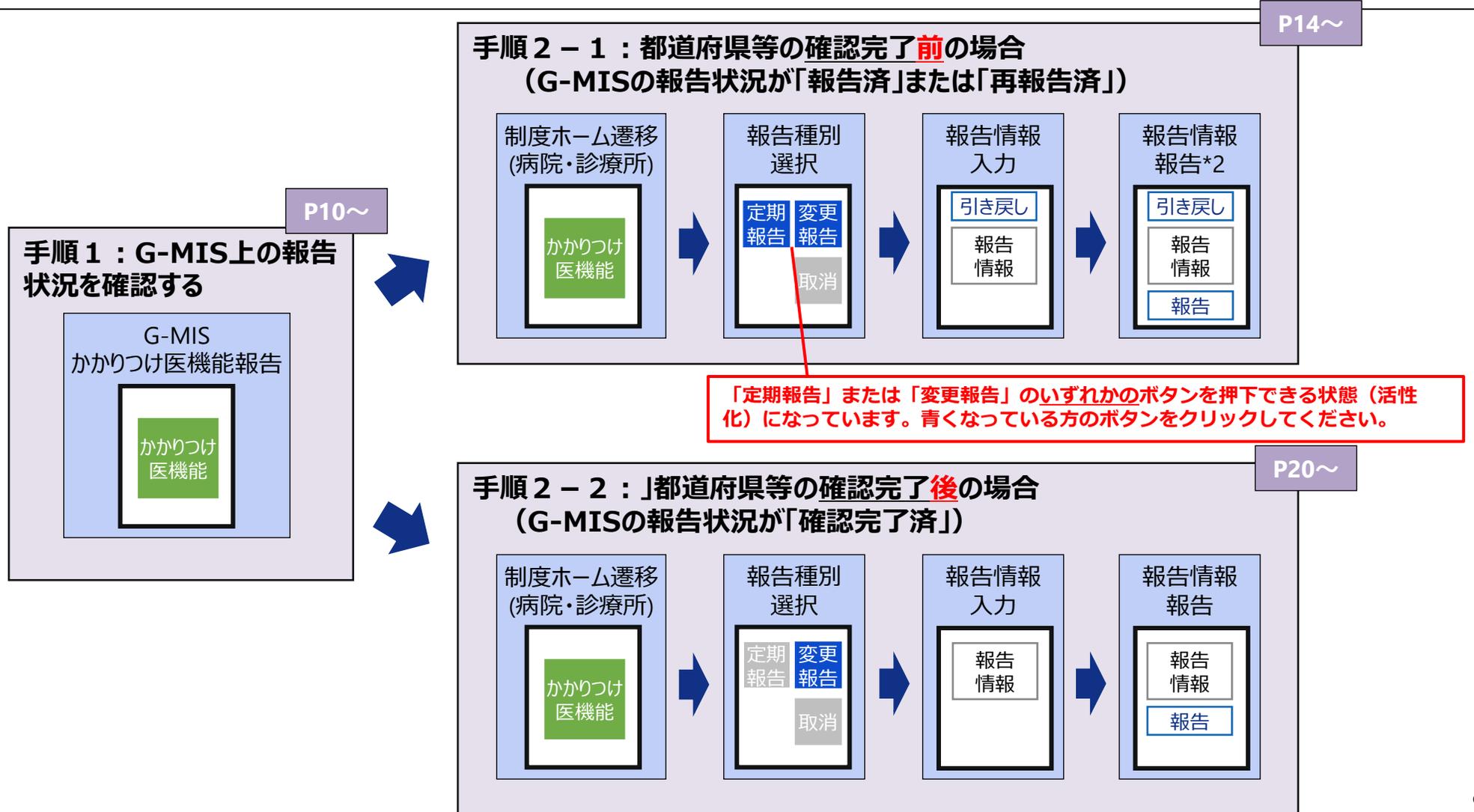
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

- かかりつけ医機能報告を行った後に、「院内掲示による公表」の報告内容を修正する際の手順について以降のスライドでご説明します。修正手順は、G-MIS上での報告状況（都道府県の確認完了前か確認完了後か）により異なります。
- まずは**手順 1**により、**G-MIS上で都道府県における確認状況を確認**の上、**都道府県の確認完了前であれば手順 2 - 1、都道府県の確認完了後であれば手順 2 - 2**により修正することが可能です。



手順 1 : G-MIS上の報告状況を確認する

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 1 : G-MIS上の報告状況（都道府県の確認状況）を確認する

ホーム画面



- ① G-MISにログイン後、「かかりつけ医機能報告制度」ボタンをクリックし、本制度のホーム画面に遷移します。

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 1 : G-MIS上の報告状況（都道府県の確認状況）を確認する。

かかりつけ医機能報告制度ホームページ画面



- ② 「定期報告」ボタンが活性化（青色）している場合、「定期報告」ボタンをクリックします。「定期報告」ボタンが非活性化（灰色）で「変更報告」が活性化（青色）している場合は「変更報告」ボタンをクリックします。

定期報告の都道府県の確認が完了している場合、「変更報告」ボタンが活性化（青色）します。

かかりつけ医機能報告制度ホームページ画面



かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 1 : G-MIS上の報告状況（都道府県の確認状況）を確認する

調査票入力画面（一覧画面）

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	未入力		入力
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	未入力		入力
	(2) 入退院時の支援	未入力		入力
	(3) 在宅医療の提供	未入力		入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	未入力		入力
	(5) その他の報告事項	未入力		入力

③ 調査票入力画面（一覧画面）が表示されます。報告状況は画面上部の報告状況を参照します。

都道府県の確認完了前→手順 2 - 1へ
※G-MIS上の報告状況（左図の③の箇所）が「報告済」または「再報告済」となっている場合

都道府県の確認完了後→手順 2 - 2へ
※G-MIS上の報告状況（左図の③の箇所）が「確認完了済」となっている場合

手順 2 - 1 :

都道府県の確認完了前 (※) の場合における修正方法

(※) G-MIS上の報告状況が「報告済」または「再報告済」となっている場合

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 2 - 1 : 都道府県の確認完了前の場合 (G-MIS上の報告状況が「報告済」または「再報告済」の場合)

ホームページ



- ① G-MISにログイン後、「かかりつけ医機能報告制度」ボタンをクリックし、本制度のホームページに遷移します。

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 2 - 1 : 都道府県の確認完了前の場合 (G-MIS上の報告状況が「報告済」または「再報告済」の場合)

かかりつけ医機能報告制度ホーム画面

※定期報告の場合の画面

機関コード： 機関名：

厚生労働省からのお知らせ

定期報告等の実施前に必ず、以下のお知らせと画面下部の<都道府県からの情報>のご確認をお願いします。
(お知らせ) 令和7年度かかりつけ医機能報告制度に係る医療機関用報告マニュアル・操作手順動画の参照方法について

2

報告状況

報告名	報告状況	報告日	確認完了日	登録年月日	更新年月日	
2025年度_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度)	報告済	2025-12-05		2025-10-03	2025-12-05	<input type="button" value="確認"/>

定期報告の入力を開始します。よろしいですか？

3

② 「定期報告」または「変更報告」ボタンをクリックします。

③ 「OK」ボタンをクリックし、調査票入力画面に遷移します。

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 2 – 1 : 都道府県の確認完了前の場合（G-MIS上の報告状況が「報告済」または「再報告済」の場合）

調査票入力画面

※定期報告の場合の画面

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

報告 2025年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）

正式名称: かかりつけ医マニュアル用__病院 | 正式名称(フリガナ): カカリツケイマニュアルヨウ__ピョウイン | 所在地: かかりつけ医マニュアル用__病院 | 報告状況: 報告済 | 疑義状況: -

各機能の有無	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
	有り	有り	有り	有り	有り

報告済みの内容を修正する場合は、「引き戻し」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を修正してください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	入力完了	2025/10/01 17:38:03	入力
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2025/10/01 17:37:17	入力
	(2) 入院時の支援	入力完了	2025/10/01 17:38:14	入力
	(3) 在宅医療の提供	入力完了	2025/10/01 17:38:27	入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	入力完了	2025/10/01 17:38:41	入力
	(5) その他の報告事項	入力完了	2025/10/01 17:38:53	入力

④ 「引き戻し」ボタンをクリックすると、実行確認画面が表示されます。

報告申請の引き戻しを実施します。よろしいですか？医療機能情報提供制度の報告時に「かかりつけ医機能報告取込」を実施済の場合、引き戻し後に医療機能情報提供制度上で「かかりつけ医機能報告取込」の再実施をお願いいたします。

キャンセル OK

⑤ 「OK」ボタンをクリックし、報告を引き戻します。

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 2 - 1 : 都道府県の確認完了前の場合 (G-MIS上の報告状況が「報告済」または「再報告済」の場合)

調査票入力画面

※定期報告の場合の画面

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

報告申請の引き戻しが完了しました。

検索キーワードを入力してください

報告 引き戻し 入力内容確認

報告 2025年度_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度)

正式名称 正式名称 (フリガナ) 所在地 報告状況 疑義状況

かかりつけ医マニュアル用__病院 カカリツケイマニュアルヨウ__ビョウイン かかりつけ医マニュアル用__病院 報告中 -

各機能の有無	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
有り	有り	有り	有り	有り	有り

各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	入力完了	2025/10/01 17:38:03	入力
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2025/10/01 17:37:17	入力
	(2) 入退院時の支援	入力完了	2025/10/01 17:38:14	入力
	(3) 在宅医療の提供	入力完了	2025/10/01 17:38:27	入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	入力完了	2025/10/01 17:38:41	入力
	(5) その他の報告事項	入力完了	2025/10/01 17:38:53	入力

- ⑥ 報告状況が「報告中」に更新されます。
- ⑦ (1)日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能の「入力」ボタンをクリックし、入力画面を表示します。
- ⑧ 赤枠内の報告内容(※)を確認し、必要に応じて修正を行います。

【注意】

※かかりつけ医機能を有することについて院内掲示を行っている場合は「有り」をご選択ください。なお、報告後に遅滞なく院内掲示用ファイルを出力して掲載する場合は「有り」と報告して差し支えありません。

(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

内容

連絡先ファクシミリ番号

電子メールアドレス

具体的な機能を有すること及び「報告事項」について院内掲示により公表していること

「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表

無し (意向無し) 無し (意向有り) 有り

かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無

かかりつけ医機能に関する研修の修了者

無し 有り

キャンセル 一時保存 登録

- ⑨ 「登録」ボタンをクリックします。

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 2 - 1 : 都道府県の確認完了前の場合 (G-MIS上の報告状況が「報告済」または「再報告済」の場合)

調査票入力画面

※定期報告の場合の画面

報告 2025年度_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度)

正式名称 正式名称 (フリガナ) 所在地 報告状況 疑義状況
かかりつけ医マニュアル用__病院 カカリツケイマニュアルヨウ__ビョウイン かかりつけ医マニュアル用__病院 報告中 -

各機能の有無	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と連携した医療提供
	有り	有り	有り	有り	有り

各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
下記の各項目にかかる「入力状況」がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1号機能	(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	入力完了	2025/10/01 17:38:03	入力
2号機能	(1) 通常の診療時間外の診療	入力完了	2025/10/01 17:37:17	入力
	(2) 入退院時の支援	入力完了	2025/10/01 17:38:14	入力
	(3) 在宅医療の提供	入力完了	2025/10/01 17:38:27	入力
	(4) 介護サービス等と連携した医療提供	入力完了	2025/10/01 17:38:41	入力
	(5) その他の報告事項	入力完了	2025/10/01 17:38:53	入力

⑩ 全ての入力状況が「入力完了」になっていることを確認します。

⑪ 「報告」ボタンをクリックします。

【注意】

「報告」ボタンをクリックしなければ入力内容が都道府県に報告されません。「報告」ボタンの押し忘れにご注意ください。

⑫ 確認メッセージが表示されるため、「OK」ボタンをクリックし、かかりつけ医機能報告を行います。

本報告を実施後、医療機能情報提供制度上で「かかりつけ医機能報告取込」の実施をお願いいたします。

キャンセル OK

手順 2 - 2 :

都道府県の確認完了後 (※) の場合における修正方法

(※) G-MISの報告状況が「確認完了済」となっている場合

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 2 - 2 : 都道府県の確認完了後の場合 (G-MIS上の報告状況が「確認完了済」の場合)

ホーム画面



- ① G-MISにログイン後、「かかりつけ医機能報告制度」ボタンをクリックし、本制度のホーム画面に遷移します。

かかりつけ医機能報告後に一部修正を行う場合の手順について

手順 2 - 2 : 都道府県の確認完了後の場合 (G-MIS上の報告状況が「確認完了済」の場合)

かかりつけ医機能報告制度ホームページ画面

機関コード: [] 機関名: []

厚生労働省からのお知らせ

定期報告等の実施前に必ず、①下記2点、②画面下部の<都道府県からの情報>のご確認をお願いします。
【重要なお知らせ】病院、診療所の「所在地」の入力には都道府県名の入力が必要です（かかりつけ医機能報告制度）
【病院・診療所の選択へ】（お知らせ）かかりつけ医機能報告制度の定期報告時に「保険医療機関番号確認画面」で、誤って「スキップする」をクリックしてしまった場合の対処法

定期報告 **変更報告** 報告取消

報告名	報告状況	報告日	確認完了日	登録年月日	更新年月日	
2025年度_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度)	確認完了済	2025-03-03	2025-08-23	2025-04-28	2025-07-26	確認

変更報告の入力を開始します。よろしいですか？

キャンセル OK

② 「変更報告」ボタンをクリックすると、入力開始確認画面が表示されます。

③ 「OK」ボタンをクリックし、調査票入力画面（一覧画面）に遷移します。

以降は通常の報告手順と同様です。
(1) 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能の入力画面から修正を行います。

【注意】

報告の際は入力状況が1箇所以上「入力完了」になっていること、及び、入力状況が「一時保存」になっている報告項目がないことを確認してください。